

久慈市告示第25号

ファミリー・サポート・センター事業相互援助活動補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月6日

久慈市長 遠 藤 譲 一

ファミリー・サポート・センター事業相互援助活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（令和8年告示第23号。以下「実施要綱」という。）第2に規定する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を推進するため、援助活動を実施した者（以下「まかせて会員」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この補助金の交付に関して、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付を受けることができるものは、援助活動を実施したまかせて会員とする。

(補助金の額)

第3 補助金の額は、援助開始から最初の1時間までは、実施要綱第6第1項第2号に規定する児童等1人につき300円とし、1時間を超えた部分については、30分につき児童等一人当たり150円とする。

(補助金の申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ファミリー・サポート・センター事業相互援助活動補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を別表に定める提出期限までに、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第5 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、ファミリー・サポート・センター事業相互援助活動補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の可否について申請者に通知するとともに、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第6 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、第5の規定による交付決定を取り消し、又はその補助を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表 (第4関係)

実施月	提出期限
4月から6月まで	実施月が属する年度の7月末日
7月から9月まで	実施月が属する年度の10月末日
10月から12月まで	実施月が属する年度の1月末日
1月から3月まで	実施月が属する年度の翌年度の4月10日